令和元年7月5日 告示第193号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において社会福祉法人等が実施する社会貢献活動並びに民間の社会福祉施設(以下「施設」という。)における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、もって地域において全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生き、共に支え合う社会の実現を図るため、社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、南丹市補助金等の交付に関する規則(平成18年規則第64号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱(平成16年京都府告示第704号。以下「府要綱」という。)及び地域共生社会実現サポート事業補助金取扱要領において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業であって、南丹市内に所在する施設で実施するものとする。
 - (1) 地域貢献活動推進事業
 - (2) 災害対応力向上事業
 - (3) 小規模法人等活動サポート事業
- 2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体からの委託を受けて実施する 事業及び国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付 金(この要綱に基づく補助金及び前項各号に掲げる事業を対象として京都府 及び他市町村が交付する補助金を除く。)の交付を受けて実施する事業につ いては、補助金の交付の対象としない。

(補助金交付の要件)

第4条 事業実施法人等が補助金の交付を受けるためには、府要綱第4条に掲 げる要件の全てを満たさなければならない。

(補助対象事業等)

- 第5条 補助対象事業、補助対象事業の基準額(以下「補助基準額」という。)、 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助 率は、別表に定めるとおりとする。
- 2 一の社会福祉法人等が第3条第1項各号に掲げる事業のうち1又は2以上の 事業を一の年度において実施する場合における補助基準額の合計額について は、336万円を上限とする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、南丹市地域共生社会実現サポート事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入

控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請書を受理したときは、 事業の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、南丹市地域共生社会実 現サポート事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知 するものとする。

(補助対象事業の内容又は経費の配分の変更)

- 第8条 前条の規定による交付決定を受けた社会福祉法人等(以下「補助事業者」という。)が、補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ南丹市地域共生社会実現サポート事業補助事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、変更の可否を決定し、南丹 市地域共生社会実現サポート事業補助事業変更承認(不承認)通知書(様式 第4号)により通知するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止)

- 第9条 補助事業者が、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、 あらかじめ南丹市地域共生社会実現サポート事業補助事業中止(廃止)申請 書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、中止又は廃止の可否を決定 し、南丹市地域共生社会実現サポート事業補助事業中止(廃止)承認(不承 認)通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、南丹市地域共生社会実現サポート事業補助金事業実績報告書(様式第7号)を補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに、南丹市地域共生社会実 現サポート事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書 (様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分)

- 第12条 補助事業者は、府要綱第14条第1項に定める期間を経過する日以前に、同項の規定により処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、別に定める様式により市長に報告し、その承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る 取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に 納付させることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

	補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率
1	地域貢献活動	1 施設当たり 48 万円と	報償費、旅費、	 4分の1以内
	推進事業	対象経費の実支出額とを	需用費、役務費、	
		比較していずれか少ない	委託費、使用料	
		方の額	及び賃借料その	
			他市長が特に必	
			要と認める経費	
2	災害時対応力	次の各号に掲げる場合	報償費、旅費、	4分の1以内
	向上事業	の区分に応じ、当該各号に	需用費、役務費、	
		定める額	使用料及び賃借	
		(1) 災害対応力向上事業	料、備品購入費	
		のみを実施する場合 1施	その他市長が特	
		設当たり 30 万円と対象経	に必要と認める	
		費の実支出額とを比較し	経費	
		ていずれか少ない方の額		
		(2) 地域貢献活動推進事		
		業及び災害対応力向上事		
		業を実施する場合 1施設		
		当たり 44 万円と対象経費		
		の実支出額とを比較して		
		いずれか少ない方の額		
3	小規模法人等	1 施設当たり 40 万円と	報償費、旅費、	4分の1以内
	活動サポート	対象経費の実支出額とを	需用費、委託費、	
	事業	比較していずれか少ない	使用料及び賃借	
		方の額	料その他市長が	
			特に必要と認め	
			る経費	